

夏休みだ♪ うちどく(家読)にチャレンジ!



～図書館から、ノーテレビ・ノーゲームの「家族みんなで読書タイム」をおすすめします～

うちどく
(家読)
とは?

家族みんなで同じ本を読み、読んだ本について話をする事です。難しいルールはいりません。家族で同じ本を読みコミュニケーションを図ることで、家族の絆を強くしようという、新しい読書スタイルです。

☆うちどくで深まる家族の絆☆

うちどくの内容

- ・読んだ本の感想を話しあう
- ・お互いに本をすすめあう
- ・家族そろって本を選ぶ
- ・一緒に図書館へ行く など

本について
話をしよう!



☆「牛久市子ども読書活動推進計画(2013年3月策定)」に基づき、家庭におけるうちどくの実施、およびそれらの活動を推進しています。

消費生活センター だより

消費生活に関するご相談は牛久市消費生活センターへ

【相談日】 月～金曜日(午前9時～午後4時)

【問い合わせ】 牛久市消費生活センター ☎830-8802 FAX830-8803

テレビショッピングの

利用には注意が必要です



テレビショッピングは店頭で買えるものももちろん、店頭に並んでいないものなどさまざまな商品が販売されています。24時間視聴できる番組も多く、時間を問わず自宅で手軽に買えることができるため大変便利です。その一方でトラブルも多く発生しています。

事例1 テレビショッピングでダイヤの指輪を購入した。届いたものはテレビとは見栄えが違う。返品を申し出たが、断られた。

事例2 テレビショッピングで注文した健康器具が届き開封した。とても重く使いこなせない。返品を希望したが、開封してしまった商品は返品できないと言われた。画面に記載があったようだが気付かなかった。

【注意点】

- ・テレビショッピングなどの通信販売では、クーリング・オフの適用はありません。事業者が定める返品の可否や返品期限に関する特約に従うことになります。特約がない場合は受け取った日から数えて8日以内であれば返品できます(送料は消費者負担)。
- ・返品特約や支払方法など重要事項についての表示は、時間が短いなど分かりづらいことがあります。
- ・印象だけにとらわれず、商品の大きさや重さ、使い方などよく確認しましょう。

「消費生活専門相談員」の資格取得に挑戦してみませんか？

消費生活センターでは、消費生活専門相談員の資格を持った相談員が消費生活に関する相談にあたっています。消費生活専門相談員資格は、消費生活相談に応じるために必要な知識と能力を持ち合わせていることを、独立行政法人国民生活センターが認定するものです。

試験日 9月27日(土)第1次試験 対象者 年齢、性別、学歴などは問いません 申込締め切り日 8月4日(月)

※受験要項は、返信用封筒(長形3号の封筒に92円切手貼付、宛先明記)を同封の上、郵便(〒108-8602東京都港区高輪3-13-22独立行政法人国民生活センター資格制度室宛)で請求するか、国民生活センターホームページ(<http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>)からダウンロードしてください。また牛久市消費生活センターにも受験要項の用意があります。お問い合わせください。

問 独立行政法人国民生活センター資格制度室 ☎03-3443-7855
牛久市消費生活センター ☎830-8802(月～金曜日午前9時～午後4時)